

インダストリアルオール東南アジア地域事務所活動紹介

インダストリアルオール東南アジア事務所書記
(JCM国際局部長) 岩井伸哉

赴任はまだですが

本来であればすでに東南アジア地域事務所へ赴任しているはずだったのですが、新型コロナウイルスの影響により1年以上保留となっています。マレーシアでは緊急事態宣言の期限が8月末とされており、査証などの手続きはそれ以降となると考えられるので、実際の赴任は早くも今年末となりそうです。現在は東京・日本橋のJCMにおいて、JCM国際局と兼務しています。

新型コロナウイルスの労働者への影響は東南アジアだけにとどまらず世界的に深刻です。また労働法改悪の動きも滞っておらず、労働組合への弾圧が強化されている国もあり、さらにはミャンマーでの軍事クーデタという看過できない問題も発生しています。これらの問題は、一労働組合や一国では対処できない、地域やグローバルな労働組合の連携が求められる要因でもあります。

インダストリオールの地域事務所

インダストリアルオール・グローバルユニオンは、スイス・ジュネーブに本部を置き、世界6か所に地域事務所を開設しています。そのうちの一つがマレーシアに置かれています。マレーシアの首都クアラルンプールと隣のセランゴール州の州境にあるフィレオ・ダマンサラという街に地域事務所を構えています。

管轄している国はカンボジア、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムという東南アジア地域の国々ですが、モンゴルや香港などで会議が行われるような場合もあります。基本的にはこれらの国の加盟組織との活動を行なっています。(ラオスには加盟組織はまだありません)

インダストリアルオールの中の地域事務所の位置づけは、本部からの指示・命令のもと、本部から割り当てられた地域事務所の予算にもとに地

域における活動を行なうということになっていきます。これは地域の加盟組織を代表する事務所ではなく、また地域の執行機関の事務局でもない、ことを意味しています。その活動のベースになるのは4年ごとの大会で採択される運動方針「アクションプラン」です。

アクションプランと地域活動

インダストリオールのアクションプランは、「労働者の権利の擁護」「組合の力の構築」「グローバル資本への対抗」「不安定雇用との闘い」「持続可能な産業政策の促進」という5つの項目から構成されています。アクションプランに沿って活動する加盟組織を

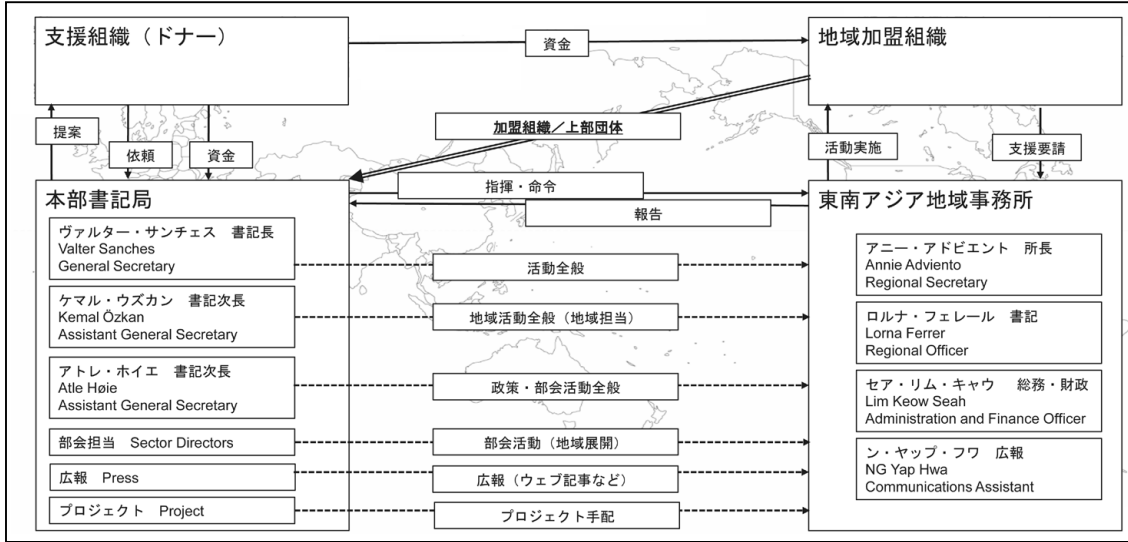
地域において支援することがまず求められています。労働者の権利の擁護では労働組合権(中核的労働条件)の確保や侵害への対抗、組合の力の構築では労働組合組織化支援や労働組合間の団結構築、グローバル資本への対抗では多国籍企業労働組合ネットワーク構築やGFA(グローバル

枠組み協定) 締結、不安定雇用との闘いでは不安定な雇用形態を無期限の直接雇用契約への移行の促進、持続可能な産業政策の促進では産業の変革に対応した労働政策および持続可能な雇用保障を盛り込んだ産業政策の立案の支援、産業別部会活動や複数の産業別部会を跨る活動の地域での展開支援などを行なっています。

現在の2016-2020アクションプランの実施期間においては、本部と協力して前記の活動をセミナーやワークショップ、個別フォーラムという形で開催してきました。2020年以降は新型コロナウイルスの影響もあり、すべてウェブ開催となっています。

先ほど予算は本部から配分されていると述べましたが、一部の組織からの資金的支援が得られることもあります。世界には数多くの労働組合支援組織があり、主に発展途上国での労働組合活動へ活発な支援活動を行なっており、中には各国に支援組織独自の出先事務所を開設している組織もあります。東南アジア地域にお

本部書記局と地域事務所との連携



いは、特に F E S (ドイツ、フリードリヒエーベルト財団)、S A S K (フィンランド、労働組合支援連帯センター)、A P H E D A (オーストラリア、

労働組合支援機構)、A C I L (アメリカ、国際労働連帯センター)などの貢献は非常に大きいと言えます。このような活動に沿って、地域事務所独自で展開する活動もあります。会議がウェブ開催となっていることから、ウェブ会議に

対応できるようにするための訓練プログラムもそのうちの一つです。加盟組織が直面する課題についての活動を行なうこともあります。インドネシア、フィリピン、マレーシアなどでは労働法改正・改善が進められていることもあり、その対応の経験共有のためのワークショップ、加盟組織間の連携や協力を深めるための国別加盟組織会議、女性や若者のための交流活動、労働組合の能力向上のための訓練プログラム、特に組織化のためのオルグへの訓練プログラムを実施しております。2020年は5日間のウェブセミナー/ワークショップ形式でしたが、2

021年以降はドイツの I G M (金属産業労働組合)からの支援を受け、一部面着形式でも実施していく予定です。現在、地域活動の強化が進められています。具体的な活動として表れているのが産業別の活動の地域における展開です。この地域が製造の中心である繊維産業で先行して進められており、サプライチェーンや現地資本の請負工場での組織化や団体交渉を視野に入れて展開しています。

この地域が製造の中心である繊維産業で先行して進められており、サプライチェーンや現地資本の請負工場での組織化や団体交渉を視野に入れて展開しています。

現在、地域活動の強化が進められています。具体的な活動として表れているのが産業別の活動の地域における展開です。この地域が製造の中心である繊維産業で先行して進められており、サプライチェーンや現地資本の請負工場での組織化や団体交渉を視野に入れて展開しています。

トとなる多国籍企業には日系はもとより、欧州やアメリカ系、韓国、台湾、シンガポールなどの資本の企業もあり、サプライチェーンまで含めると大きく広がります。組織化を進めようとする必要です。さらには各国に国内資本の企業もあり組織化が進んでいないことも多く見られます。このような課題にも対応していくべきと考えております。

これからの活動展開…
地域活動の強化

2021年9月にインダストリアルの世界大会が開催され、次期アクションプランが採択される予定です。地域事務所の活動もそのアクションプランに沿ったものとなりますが、基本的な活動として力を入れていこうというのが、「労働組合組織化支援」「多国籍企業における労働組合ネットワーク構築支援とG F A 締結支援」「多国籍企業における労使紛争対応」「調査・基礎情報整備」です。これらの支援活動には、アクションプランの着実な実現に加盟組織を支援することが必須です。また同時に加盟組織の能力向上にも取り組まなければなりません。組織化のターゲット

加盟組織からは労働政策や社会保障政策を考えていく上で他の国の事例や経験の集約と共有の重要性が指摘されています。各国の基礎情報や労働、安全衛生、社会保障などの法制度について収集していくことも必要です。

東南アジア地域には数多くの日系企業が展開しており、労使紛争が発生することも少なくありません。日系企業の日本の労働組合との連携強化によって労使紛争が深刻化することを回避するような体制を作ること

も重要です。また日本の労働組合の法制度への対応、団体交渉、労働組合運営、政策策定の経験を地域の労働組合と共有し、労働者の地位・労働条件の向上に資することができると考えております。今後ともご協力をお願いできればと存じます。

東南アジア地域には数多くの日系企業が展開しており、労使紛争が発生することも少なくありません。日系企業の日本の労働組合との連携強化によって労使紛争が深刻化することを回避する